

## 第6回熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会

日 時：平成29年10月2日（月）午後6時30分～午後8時30分

場 所：菊池恵楓園自治会ホール

出席者：※敬称略

委 員／内田博文	九州大学名誉教授
遠藤隆久	熊本学園大学教授 ハンセン病市民学会共同代表
小野友道	熊本機能病院顧問 医学博士
太田 明	（志村 康 菊池恵楓園入所者自治会会長）代理
中 修一	国立療養所菊池恵楓園退所者 ひまわりの会会長
箕田誠司	国立療養所菊池恵楓園園長

宗教界報告者／藤井慶峰 曹洞宗 法泉寺 住職

岡崎光治	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課長
徳永憲治	熊本県教育庁人権同和教育課長

事務局／小夏 香	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課 課長補佐
濱口佳久	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課 総務・特定疾病班 主幹
塩木 剛	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課 総務・特定疾病班 参事
益崎恭行	熊本県教育庁人権同和教育課 指導主事

### 【次第】

- 1 開会
- 2 熊本県健康づくり推進課長あいさつ
- 3 議題
  - (1) 宗教界の取組について
  - (2) 県の取組状況等について
  - (3) その他

## 【1 開会】

(進行／小夏課長補佐)

定刻となりましたので、ただいまから「第6回熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会」を開催いたします。

開会にあたり、熊本県健康づくり推進課長 岡崎が御挨拶いたします。

## 【2 熊本県健康づくり推進課長あいさつ】

(岡崎 熊本県健康福祉部健康づくり推進課長)

4月から担当になりました岡崎と申します。よろしくお願ひいたします。本日は、お忙しい中、委員の皆様、それから藤井様、本県のハンセン病問題啓発推進委員会に出席いただきましてありがとうございました。

当委員会も今回で第6回目を迎えております。本日は、これまで医学界、福祉界、法曹界、マスコミ界、各界からの取組について御報告をいただいております。本日は宗教界の取組について、御報告いただくということで、曹洞宗法泉寺住職の藤井慶峰様においでいただいております。藤井様は、ハンセン病問題についての「曹洞宗宗議会謝罪決議文」の原案を執筆されたとお伺ひしております。また、ハンセン病問題をテーマにしました映画の「新・あつい壁」の製作上映実行委員会の事務局世話人をされていらっしゃるということもお伺ひしております。本日、様ざまなそういったことを含めてお話をいただければと思っております。本日は限られた時間ではございますが、充実した内容で意見交換をいただければと思っております。それでは、本日はよろしくお願ひいたします。

(小夏課長補佐)

それでは、次に報告者の御紹介をいたします。今の課長のあいさつでも御紹介ありましたが、本日は宗教界の取組ということで御報告をいただくことになっておりまして、曹洞宗法泉寺住職の藤井慶峰様に御出席いただいております。どうぞよろしくお願ひいたします。

これから議題に入りますが、委員会の議長は委員長が務めることとなっておりますので、ここから先の進行を内田委員長にお願いしたいと思います。それでは内田委員長よろしくお願ひいたします。

(委員長／内田博文 九州大学名誉教授)

それでは議題に入らせていただきます。まず議題1は宗教界の取組についてでございます。ハンセン病問題との関わりや現在の課題等について宗教界を代表して、曹洞宗法泉寺住職、藤井慶峰様に御報告をいただければと思ひます。それではよろしくお願ひいたします。

## 【3 議題】

## (1) 宗教界の取組について

(藤井慶峰氏)

皆さん、こんばんは。ただいま御紹介いただきました宇土市の曹洞宗法泉寺住職の藤井慶峰と申します。このたびは、県のハンセン病問題啓発推進委員会においてお話をさせていただく機会をいただき、大変ありがたく思っております。

私は平成10年11月から4年間、曹洞宗の人権啓発相談員を務めておりました。これは曹洞宗では部落差別をはじめとするさまざまな人権問題に取り組んでおりますが、全国に66あります宗務所の人権擁護推進主事の指導や宗門の人権啓発書籍の出版、あるいは、ビデオ制作などに携わる役職でありまして、全国に10名ほどおります。その間、人権啓発基礎テキストの編集出版と人権啓発ビデオ「寝た子を起すな、その差別思想を問う」の制作とこれから見ていただきますハンセン病問題啓発ビデオ「ハンセン病問題、私達が問われているもの」の制作に携わりました。特にこのビデオについては、私自身の強い思い入れもあったものでございます。

また、平成13年5月11日の「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」に対する熊本地裁の原告全面勝訴の判決について「全国同和問題に取り組む宗教教団連帯会議」の公式見解の原案も執筆させていただきました。その後、6月28日に曹洞宗宗議会で決議された謝罪決議文の原案も書かせていただいたことでもあります。この謝罪決議文については、2種類書きまして、一つは、他の宗の決議文と同様にもっと短く簡単にまとめたものと、皆様にお配りしておくこの決議文であります。詳しく書いた理由は、これから和尚として生きていく人たち、後輩たちに長い歴史の中でこういうことがあったということを、しっかり、決議文を見るだけで分かるようにしておきたいという思いからであります。その同宗連の公式見解と曹洞宗宗議会の謝罪決議文については、皆様方にお配りさせていただいております。

その後もずっと、ハンセン病問題に携わりまして、中山節夫監督と今再審請求で話題になっております菊池事件で死刑判決を受けて処刑されたFさんの教誨師(きょうかいし)をされた坂本克明先生、牧師さんでございます、請われて映画「新・あつい壁」の制作実行委員会の事務局も浄土真宗本願寺派の斉藤さんと一緒に務めさせていただいたものでございます。

人権啓発相談員は、もう今としては辞めましたけれども、熊本市の人権啓発推進室の講師として務めさせていただいております。他の教団も同じですが、曹洞宗でもハンセン病問題では、国や行政と同じく加害者であったという立場で啓発活動に取り組んでおります。

本日は、最初に曹洞宗で制作しましたハンセン病問題啓発ビデオを見ていただきまして、その後にもまたお話させていただきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

《ビデオ上映》

(内田委員長)

ありがとうございました。ただ今の宗教界の取組について、藤井様から御報告をいただきました。宗教界の取組に関連して、今後どのような取組が期待されるかというような観点から、委員の皆様方の御意見や御質問などを頂戴できればと、どうぞよろしく申し上げます。

(藤井氏)

ええ、先生。まだビデオを見てもらっただけで、まだ今からお話をさせていただきます。

(内田委員長)

そうですか。それが終わってから。

(藤井氏)

皆様方に表裏プリントしたものが有りますから、それに沿ってお話させていただきたいと思えます。

まず、私たちの曹洞宗がなぜ人権問題に取り組むようになったかということについて、お話申し上げたいと思えます。

これは世界宗教者平和会議での曹洞宗宗務総長による差別発言事件というのがございました。それは、1979年の9月です。アメリカのプリンストンで開催された第3回世界宗教者平和会議において、当時全日本仏教界理事長を務めていた曹洞宗の宗務総長が、現実問題部会第三分科会の中で、日本における部落問題の文言の削除を求めた発言がありました。

作業部会の一つである「人権と人種及び民族グループ」からの報告書の原案の中に「われわれは日本の部落民とか、インドのアンタタッチャブルのような人々の苦境に深い懸念を持つ」という一文が入っておりました。それに対して、その文言を削除すべきだとして3回にわたって発言しました。

その内容は、皆さん方にお配りしておりますが、まず第一番目、日本に部落問題、部落差別というものはないというものです。そして、部落解放を理由に何か騒ごうとしている者がいるだけだということ。そして、政府も自治体も誰も差別をしていない。だから、日本においては、現在、部落問題、部落が差別されているようなことは現実にはない。そして、日本の名誉のためにも、部落問題の箇所は報告書から削除してもらいたいということを3度にわたって発言したという内容です。

以上のような、現実を無視した宗教者として本質を問われる重大な発言でありました。この差別発言に対する曹洞宗に対する糾弾学習会等が曹洞宗だけでなく、他の教団宗派が本格的に人権問題に取り組む契機となりました。

そのため、1981年53の教団、現在は64の教団になっておりますが、三連合体「同和問題の解決なくしては、もはや宗教者たり得ない」と「同和問題」に取り組む宗教教団連帯会議を結成しました。

その糾弾学習会の中で宗門の中に存在する差別事象が明らかになりました。第1番目が過去帳や墓石に刻まれた差別戒名や差別記載のこと。2番目が差別儀礼の伝承。この差別

儀礼の伝承というのは、先ほどビデオでも流れましたが、非人癩病狂死者引導法といって、あれはお葬式をする儀式の仕方を書き残したものです。いわゆる被差別部落の人たち、あるいは今でいうハンセン病の人たち、あるいは精神的な病を患って亡くなった方々に対して、あのような符という、いわゆる守り札みたいなものを作って持たせる。あるいは、そうやって儀式する。これは先輩の住職から聞いた話でございますけれども、被差別部落の方が亡くなってお葬式をする。そのときに江戸時代までは籠に乗ってその人の家の側まで行ったそうです。その家の側まで、見えるところまで行って籠を下ろして、籠の扉を開ける。そして、住職が合掌して一礼をする。それでお葬式は終わりだったというようなことがありました。これは全くお葬式にはなっていないわけですが、そういう差別儀礼を伝えてきたのが、この差別儀礼の伝承というやつです。

それから、檀家制度を利用する身元調査の実態。これは、この後に宗教統制と檀家制度についてお話しますが、1600年の関ヶ原の戦いで勝利した徳川家康は、体制を確立するために中央集権的な統制を進めます。宗教統制も支配体制を確立するために1601年から1615年にかけて寺院統制令、これを寺院法度と申しますけど、を出します。これは、もともとは京都を中心とした本山格の寺院を抑えることが目的でした。御承知の通り、織田信長、あるいは秀吉は、一向一揆で50年間苦しめられるんですね。それで、比叡山の僧兵の問題等もありましたし、そういったことで、とにかく寺院を抑えなきゃいけないということで、寺院法度を出して、そして京都を中心とした本山格の寺院を抑えることをやったわけです。

本寺（ほんじ）と末寺（まつじ）を明確に、本寺というのは、元々のその教団の本山になる。そこから、弟子が出てずっと分かれていきます。それを末寺と言います。そういう本寺、末寺をしっかりと、つまり、本寺に末寺の管理をさせるということですよ。そしてまた、寺院と檀家の関係も支配関係を確立させるために「寺請証文」、「宗門人別改帳」を設けて支配関係を強固にしていきました。

ここにおられる皆さん方はもうお分かりかと思いますが、江戸時代は、お寺が自分の檀家を管理しておりました。それでお寺から寺請証文といって、紙に「何々村の何の何がし」というものは、当寺の檀家にて候。もし、脇より邪門というのは、要するにキリシタンですね、邪門と訴えしものあらば、我申し出て申し開き候。で、例えば私だったら、法泉寺住職、慶峰なら、慶峰といって花押を書いてそれを持たせる。これが寺請証文です。それを出す代わりに、その檀家さん、門徒さんは、そのお寺から離れることができなかったという関係ですね。それが寺請証文。

そして、寺社奉行所には、宗門人別帳といって、何処村の何がしは、何処寺の檀家だ。何処寺の門徒だというようなことを書いて記録してあったわけです。これはキリシタンや、藩によっては薩摩藩や相良藩などでは、一向宗を抑えるためにも利用されたわけでございます。当時は宗教の自由は認められず、寺社奉行が全てを支配して、寺檀関係、寺と門徒の関係が作られていきました。寺院住職、僧侶に対して、檀信徒、門徒を監視させる役割も担わせたということも言えます。

例えば、檀信徒、門徒の家に月命日やら正月とかお盆にお参りにいきます。それは、一つには隠れてキリシタン信仰をしてないか、あるいは一向宗を信仰してないか、そういうことを監視させるという役割もあったということなんです。

そういうことで檀家と門徒に対する寺院との支配、お寺から檀家を支配する支配関係ができてきますし、そしてまた、その身分関係から差別戒名や差別法名が付けられるということもあった。それで差別儀礼も行われたということです。この差別戒名というのは、戒名の中に、例えば被差別部落の人に対しては「ちくなん」「ちくにょ」とか。ちくというのは、家畜の畜です。「畜男」「畜女」とか、そういった差別的な戒名を付ける。あるいは、一字わざと落とす。あるいは漢字の一角をわざと落とすとか、そういったことをして被差別の人だよということが分かるようにしてたということです。

そういうことでお寺との関係で、お寺と檀家の関係というのは、そういう関係も、要は、一種の支配関係みたいになっているところがかつてはあったということです。

この差別儀礼の指南書の一つが先ほどビデオにもありました「非人癡病狂死者引導法并符」という、そういう差別儀礼を伝える書物や「差別切紙」というのが出てきましたが、これは師匠から弟子が法を受け継ぐというか、証明書です。正真正銘の弟子となったら、小僧さんから長老さんというふうになるのですが、それになった後に嗣法といって、法を継ぐ、仏法、お釈迦様からずっとつながってきた法を受け継ぐ儀式があります。それを嗣法と申します。そのときに、お釈迦様から代々伝わってきた血脈、その中の一つに半紙1枚ぐらいの紙にお葬式の仕方とか、法事の仕方とか、あるいはいわゆる開眼供養、魂入れの仕方とかを教えてもらえるんですよ、師匠から。そういう儀式をして、一応一人前の坊さんになるわけなのですが、それが切紙と言います。その中にそういう先ほどのような差別儀式をしろとはっきりいって指南書ですね。そういったのがございました。

そして、3番目が悪しき業論による差別の助長ですね。偏見差別の助長。病気やけが、様々な身体的、精神的障害を持つ人に対して、過去世の悪業の報いによる結果だとして諦めを説いてきました。それは、偏見と差別を助長する結果となり、差別を正当化することになりました。ハンセン病に対しても、悪業の報いとして「業病」とか、あるいは天罰による病気として「天刑病」などと説いてきたわけであります。

仏教の本来の業論というのは、これは本来の業論とは、修行する修行者が自分自身の課題として考えるべきことなんです。つまり、自分の今の、修行したありさまがあるのは、例えば、私は修行はまだ未熟ですから、それは私がなまけた結果なんだと、そういうふうに関係自身で知って、それを反省しながらまた修行に励んでいくというための本来の業論なんです。だから、人が病気をした、けがをした、それが前世の報いであるとかいうのは、これは間違いなんです。あくまで自分自身の課題として考える。

ところが、先ほどもありましたように、善悪因果経とかありました。あるいは仏法を誹ったから、らい病になるとかいうこともございました。そういうのが、間違ったこと、それがまた布教するという意味において、やり易いといえや易いんですね。一般の在家

の方々、在家の方々はそれぞれ修行するわけじゃありませんから、そういう人たちに自分たちと同じような修行のことで話をしてもなかなか通じない。ですから、間違っただけのお経が作られたということです。善悪因果経とか因果和讃とか、ちょっと配ってもらっていいですか。

実はこれを持ってきとったんですけども、終わったら返していただきますので。この中に、ちょっとビデオで出てきました、これは仏教徒たちが差別をした歴史を学ぶための資料1、これは人権学習に使ったら必ず終わったら返していただくことにしています。これが独り歩きして間違っただけの使い方をされないように。

その1。部落差別の事例のうち、「洞上室内切紙参話研究」という、これは、これがさっき出てきた「非人癩病狂死者引導法并符」というやつです。御遺体を風上に置いたり、導師の風上に置くなとか、あるいは寿命をもって、もう二度と生まれ変わらないようにという引導を渡すという、そういったことが書いてあります。

それから、下の方が、2番目のところが、これが因果和讃です。因果和讃のその上に丸印を付けるところがあります。業病、その図の下の方ですね。「業病悪病わずらうは 破戒で三寶誇る咎」という、こういうことがありますね。で、こうやってから悪業の報いとしてこういう病気になるのだと、つまり、ハンセン病についても、当時は業病と言っておりましたので、業病患うは破壊で、三寶ちゅうのは仏法僧の三寶ちゅうて、仏はお釈迦様、法はお釈迦様の教えです。僧はその教えを説くお坊さんのことです。それが仏教を誇ったから業病を患うんだぞというようなことです。

そして今度は、裏面が、皆さん鈴木正三のことは御存知だと思いますが、天草島原の乱後の最初の代官は鈴木重成公でした。その実のお兄さんが鈴木正三といって、有名な曹洞宗のお坊さんです。この鈴木正三が天草に来て曹洞宗のお寺を次々建てていったということで、それで天草には曹洞宗の檀家さんが多ございます。信者さんが多ございます。この鈴木正三も、ちょうど米印で書いてますけど、その下に磔にかかった悪人の例よりもっと悪いものとして、前世の悪業によるとされたハンセン病（らい病者）の事例と非人の例を引き合いに出す。すなわち、彼は「天罰当たりて一生癩（かったい）となり、非人となるもの多けれども、少なくともこれを厭う心なく、我悪心を楽しみ虚にあらざるや」と、こういうふうなことでハンセン病の人たちを差別しております。

鈴木正三の仁王禪といいまして、漁師は漁師で悟りを開け、農民は農民で悟りを開けという禪を説きました。これは要するに、黙って、農民は文句を言わずに農業をしると、漁師は黙って魚捕っておればいいんだと。

因果和讃とはそういうことです。

それと法華経を誹謗中傷したということで、だからなりますということで、本妙寺界限に、いわゆる昔からハンセン病の患者さん方が浮浪らいとしておられたというのは、結局、本妙寺さんは、日蓮宗のお寺さんでございます。しかも、加藤清正公の菩提寺でございます。従って、逆に法華経にすがれば救われるという逆説的なことで、あそこに集まったん

じゃないかなというふうに私は考えております。

そして、省いてですね。無らい県運動と仏教ということで、先ほどのビデオの中にも出てきましたけれど、これは曹洞宗だけじゃなく、各仏教教団が政府の求めに応じて、療養所において諦めを説き、そしてまた、一般のところでは、ハンセン病者は隔離しなきゃいけないという、そういったことを説いてきたということで、やはり責任を問われる立場だと、加害者の立場だということを重ねたいと思います。

それから、5番目に「小島の春」と映画「小島の春」ということを書いておりますが、これは小川正子さんといって、長島愛生園の園長の光田健輔さんのお弟子さんですが、この人が長島愛生園におるころ、四国の島々を回って家で療養している人たち、ハンセン病の人たちを療養所に行きなさいといって、勧めて回ったときの記録とか、あるいは詠んだ歌とかを日記形式で書いて、それが小説「小島の春」となりました。それが後にベストセラーとなって、昭和15年に映画化された小説「小島の春」ということで映画になりました。それが無らい県運動に果たした役割について触れておきますと、やはり、この映画は、おのずと患者さんと家族が分かれる、そういった場面が涙を誘ったから感動的な面もあるんですが、逆に言えば、隔離されるのは当然だということを説いてあります。

これが昭和15年に作られたわけですから、翌年の昭和16年12月には太平洋戦争に突入していきました。そういうときに、こういうヒューマニズムに満ちた映画が作られたというのは、明らかに隔離政策を遂行していくために作られたと思っております。皆様方の資料の中に、「私が見た『小島の春』」ということで、菊池野に掲載されたものを添付しております。これはヴィーブルで映画を拝見したときに、これはここにおられる太田副会長さんから電話をいただいて観ました。映画が終わった後、熊日新聞社の記者さんが私のところにインタビューに来まして感想を聞かれまして、求められました。そのときに私が「一見こう観ると、家族の別れ等で涙を誘ってからヒューマニズム、その小川正子さんも一生懸命やったりするので感動を受けました。しかしながら、差別と偏見を植え付け、そして隔離政策を正当するという意味じゃ、ひどい映画だと思いますね」ということを申し上げました。そしたら翌日の新聞に、「差別を正当化するひどい映画」だと見出しが付いてから新聞に載りました。私もそれを見て、えらい大きく載ったなと思って。

それからしばらくして、当時の由布園長から私のところへ電話がありまして、小川正子記念館の館長から抗議文が来ておりますと、それで藤井っていう奴はとんでもない奴だということで、手紙に書いてありますと。それで送りますというから、私のところに送っていただいて読みました。それで、私から言えば、私は、映画「小島の春」を批判したわけであって、小川正子さんを批判したわけでもないし、小説「小島の春」を批判したわけでもない。そこで、ここの入所者の方が、私に「先生、本を読んでみんですか」と言っていたんです。これを読んで、そして熊本市の近代文学館に行って、あそこでビデオを観れます。あれで3回ビデオを観ました。その中で気付いたことをその資料の中に添付してるんですが、業病という、桃畑の女という場面で、本の中では父親は出てこないんで

すが、父親が出てきて、自分の娘があんな業病を患ってというようなことは、もうそれはちょっとここで後で読んでいただければ、そういうことを書いてますが、ああこれはもう明らかに国策映画として、ハンセン病隔離政策を正当化するために作られたんだということを私は思っております。

そして最後に、遺骨の帰郷運動のことが出てまいりましたけれど、これについては、決議文に入れるべきか入れないべきかと、担当部長と随分協議しました。というのが、遺骨に対する考え方はみんなそれぞれ違います。例えば、浄土真宗のお寺さんの中には、もう遺骨は物だから、そんなもんはいらんという人もおられます。ですから、真宗大谷派のお坊さんは、人権問題に携わるお坊さんですけど、その人は帰郷運動はしなくて良いと言われた方もいます。しかし、私らは帰りたいという人がいる限りやるべきだと、そしてまた、そのことによって人権啓発活動にもつながっていくんだという思いで、この一文を最後に入れさせていただいたことです。

今啓発活動ですが、曹洞宗では、今ここの菊池恵楓園には、1月と8月に2回、熊本県の第一、第二、熊本県の曹洞宗のお坊さんを中心に、そして九州各地からも来てくれて、だいたい30~40人ぐらいのお坊さんが集まって、1月は大般若と言いまして、これは御祈禱です。入所者の方々が元気で長生きされますようにというような、事故等に遭われないようにということで御祈禱することと、8月には亡くなられた方々の御供養をさせていただいております。そのことで私が言ったのは、そこに今自分たちが供養してるから、御祈禱に行ってるから、それでよしとしちやいかんぞと。われわれがすべきことは、啓発活動なんだと、もう入所者の方々もどんどんお年を取っていかれております。そういう方々が安心してふるさとに帰れるようにする、努める。それが私らの務めなんだよということを言っていることです。

それと、これはまあ私が個人的にやったことなんですが、母の日にカーネーションをずっと、もうここ10年ぐらい送らせていただいております。これはあるとき、カーネーションを渡しましたら涙を流して喜ばれました。「私たちはね、母の日なんかなかったのよ」と言って、そのときから、ああ、こんなに喜んでもらえるならと思って、私の友人がカーネーションを栽培しておりますので提供してくれますから、それを今年も430鉢ぐらいでしたかね、届けました。

そしたら、それを知った私の友人たちが、私、平成義塾熊本という異業種ネットワークの塾長をしてたんですが、その仲間が「父の日もなんかしようよ」ということで、バラのプレゼントを3年前からでしたかね、募金活動しながらさせていただいております。そういう活動の中で、今、来てくれた仲間たちがここの療養所のことを知って、ハンセン病問題について今関心を持ってきているということでもあります。

ちょっともう時間もないので、ここで。また質問があれば、また補足でお話させていただきます。

(内田委員長)

それでは委員の先生方から御質問とか、あるいは御意見があれば頂戴したいと思います。  
(中委員)

はい。遺骨の話が藤井先生からありましたのでお話ししますけど。実は、先月の 20 日に恵楓園で入所の方が亡くなりまして、この方は生前に、すでに私と一緒に終活、今はやりの。人生の終わりの、自分の骨をどうするかという相談が私にありまして、それで浄土真宗の、もう藤井先生御存知の光尊寺の斎藤住職に相談をしたら、まあ、あの方は理解があるから、その話はお骨を本人が恵楓園の納骨堂には収まりたくないと言って、ふるさとに帰ることもできないということでしたので、亡くなって社会復帰という形になりましたけども。5月22日にここで葬式を済ませて、生前に約束していたとおり、光尊寺にお骨を遺族の方と友人数人でお供してまいり、納骨を済ませてきました。

この方は生前に自分の意志をはっきり遺言書にも書いてありましたので、その遺言書の執行人が私になってましたので、その通りにしてきたところです。

それと、他の人たちも、私もふるさと奄美大島に墓はあるけど、もう結婚しても子どもが作れない。できても墮胎させられるという条件のもとに園内結婚をしてみましたけども、幸か不幸か子どもはできなくて、墓は私と妻が入れるようにふるさとに作りましたけども。よく考えてみると、もう墓参りしてくれる人はいません。ですから、私は新聞で読みましたけども、藤井先生たちも曹洞宗の方で自然葬ということでやっておられるということを知りました。私は、以前に樹木葬という形で、私自身が樹木葬ということで 30 年間は会社が法要などをして、30 年たったら遺骨と骨壺も土にかえるようになっております。そういうので、私も生前に、元気なうちに終活を済ませております。

ですから、そういうふうにして宗教者たちも、やっとなんかを自分のお寺でお骨も見てもらえるときに来ているんですね。そういうことで、園内の人たちは、まだそのことをあんまり知らんという人がいるかも分かりません。ですから、亡くなっても帰れないお骨が恵楓園にも 1300 数柱、現在あるわけですね。できたら、まあ亡くなった人の話は聞くことできないけど、今居られる入所者の方々に希望があれば、藤井先生のところのお寺であれば永久管理って言うんですか。

(藤井氏)

永代。

(中委員)

永代供養料をお払いして。

(藤井氏)

永代供養もあります。

(中委員)

お骨は永久管理をしてもらおう。そういう方法、先生のところもできますか。

(藤井氏)

ええ、できます。

(中委員)

私は、話をこういうことができるようになってますと、なりましたと。

(内田委員長)

では、他に御質問とか御意見ございますでしょうか。

では私の方から二つさせていただきたいんですけど。先ほどビデオの中で、最後に林力さんが言っていた問題に関わるんですけど。私、宗教心を研究したことがあるんですけど、国家宗教になっていく過程で、地獄論というのは偏視していつてるんだらうと思うんですね。その影響が先ほどのビデオの中に出てきているような地獄論になってくるんですけども。もう一度その地獄論というのを見直していく必要が本質的にはあるんじゃないかというふうに思うんですが、それはいかがでしょうか。

(藤井氏)

教団によって違うと思うんですが、私たちの曹洞宗では、もう死んだ先に地獄とか、地獄極楽はないというふうに説いています。今、この生きてるときが大事だということで説いています。

(内田委員長)

ただ、宗教者自体はそうかもしれないですけど、俗説的地獄論というのが蔓延してる傾向にあるわけですね。そういうのに対しておかしいということを啓発しないと残ってしまうんじゃないかと、その辺はいかがですか。

(藤井氏)

はい。そうですね。お説教なんかではそういう話はするんですが、基本、案外私らももう地獄とか、極楽とかいう話はしないんですよ。要は、今この世をどう生きてるかということではしないので、先生がおっしゃったことについては、これは今後、大事な問題だと思って、取り組まなきゃいかんかなと。

(内田委員長)

もう一つは、菊池恵楓園で起こったいわゆる宿泊拒否事件ですね。あれこそが差別の非常に大きな問題の一つだと思ったので、教団としては、あの宿泊拒否事件に対してどういうふうにしてるのかというのが非常に大きな課題としてあるんだと思うんですが、今日特に御説明なかったんで、その辺補っていただければ。

(藤井氏)

それで宿泊拒否事件があったときに、私は曹洞宗がすぐ抗議文を出すだろうと思ってたんです。で、出さないんで、当時の人権本部の課長に電話したんです。電話して「なんで出さないんですか」と言ったら、「いや、出さなきゃいけないんだけどね」、ぶつぶつ言ってるんですよ。それで、「いやそれが内局で」、内局っていうのは、曹洞宗の内閣みたいなものです。「内局の部長たちが、宗教教団だから抗議文出したら、宗教論争になったら面倒だよとか何か言ってるんだよ」と言われたんで、私はそのときカンカンに怒りましたね。それで、「そんなら人権学習なんかやめろ」って、「何のために今までやってきたん

だ」って怒鳴りました。

そして、文章で書いて、なぜわれわれは今まで人権学習をやってきたのか、それでこの宿泊拒否事件っていうのは、どういうことなのかを書いて、もし曹洞宗教団がこれで抗議文を出せないんだったら、もう私たちは差別教団ですと宣言しなさいと、するべきだと。そして、もう人権学習をやめなさいと。それでそういうものを出しました。そしたら、すぐ朝からファックスで送ったら、その日に内局会を開いて、私が出した文章を全員に配って、それで課長が説明したそうです。そしたら、各部長も宗務総長も自分たちが間違っただということ、すぐその日に抗議文を出すことになって、あそこに送りました。

それともう一つは、熊本県同宗連。同宗連も、当時同宗連の議長教団が大谷派さんか本願寺派さん。それで同宗連にも電話して、これはね、私たちは黙って見とっちゃいかんと。もうここで黙って見とるんやったら、もう一緒だと。差別しよると一緒でしょうがって。ということで話をして、熊本県同宗連の議長教団から全部出していただきました。それであのこともずっと話はするようにしています。

(内田委員長)

ありがとうございます。他に御質問とか御意見ございませんか。それじゃ、時間がなくて申し訳ないんですけど。お話を伺ったので終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、時間の関係で誠に申し訳ございませんが、議題(2)「県取組状況等について」に入らせていただきます。事務局から報告をお願いいたします。

## (2) 県取組状況等について

(塩木参事 熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課)

はい。それでは、資料2の1を御覧いただきますようお願いいたします。平成29年度ハンセン病問題普及啓発に係る取組状況、本年度実施状況、それから予定について御説明します。まず健康づくり推進課からですが、一つ目、熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会、今回本日は行われております。本年度2回目は、第7回として30年の3月に開催する予定でございます。

それから二つ目の項目ですが、一つ目、「菊池恵楓園で学ぶ旅」につきましては、7月25日に第1回目を開催しました。それから第2回目として、来週ですが、12日に実施を予定しております。

それから少し飛びまして、第2回の熊本県ハンセン病医療・福祉研修会を年明けの2月に第2回目を実施する予定でございます。

本年度の実施状況と取組予定につきましては、以上でございます。

(益崎指導主事 人権同和教育課)

では、裏面の方を御覧になってください。人権同和教育課の方です。昨年は熊本地震がありまして、今年度はやっとな復旧・復興が各学校で始まっております、いわゆる通常の

教育課程で何とか実施をされている学校がありますが、地域によってはまだ行事等の削減などで授業の確保や取組等を行っていらっしゃる場所もありますので、平成 29 年度の取組として、十分でないところはあると思いますけれども、ここに書いてあるものを少し説明させていただきます。

平成 29 年度の若手教職員のための菊池恵楓園現地研修です。本菊池恵楓園で研修を通して、ハンセン病回復者等の人権についての基本的認識を深め、人権教育の推進に向けた資質向上と実践的指導力を高めることを目的に実施をしております。中段ぐらいに書いてますけど、主に 10 年経験程度までの若手の先生方を対象として実施をしました。実施日は 6 月 20 日になっております。今年度は、そこに書いてあるように、公立の小中学校、義務教育学校、八代市立八代支援学校及び私立学校を含む 180 名で実施をさせていただきました。

次に、ハンセン病回復者等の人権に関する研修です。各学校の実態に応じて、校内研修等の実施をお願いしております。これはそれぞれの学校でやっていただいているところでございます。

3 番目として、地域人権教育指導員研修会です。市町村に地域人権教育指導員ということで、社会教育の分野で人権教育を進めていただく方がいらっしゃいますけれども、その方々を対象にハンセン病回復者等の人権についての研修を行います。平成 30 年の 2 月 27 日に、一応こちらの菊池恵楓園で実施をさせていただく予定です。

最後に、人権教育に関する研修会ということで、学校教育及び社会教育において、ハンセン病回復者等の人権をはじめとするさまざまな人権問題について研修を実施する中で、ハンセン病が重要課題であるということを周知をしております。以上です。

(塩木参事)

では、続きまして、平成 30 年度ハンセン病問題普及啓発に係る取組計画としまして、資料 2 を説明させていただきます。

まず、健康づくり推進課分ですけれども。熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会、例年どおり来年 2 回、9 月と 3 月に実施を予定しております。

それから、「菊池恵楓園で学ぶ旅」につきましては、7 月と 8 月に実施をできたらと考えているところです。

それから、ハンセン病問題の啓発パネル展。県民交流館パレアにおきましての展示と県庁地下通路において実施する予定にしております。

それから、熊本県ハンセン病医療・福祉研修会。来年度は、第 3 回目の開催になるかと思えます。

それから、熊本県出身の入所者の方にふるさととの絆を深めてもらうための訪問事業を来年度も 11 月に実施する予定にしています。

それから、啓発リーフレットの作成。それから、全国の熊本県出身の入所者の方に、県産品ですとか地元紙を送らせていただく事業を実施する予定にしております。

健康づくり推進課は以上です。

(益崎指導主事)

はい。その裏面になります。人権同和教育課になりますが、これも 29 年度、先ほど御説明した部分と重なりますけども、平成 30 年度においても菊池恵楓園での現地研修を実施していただく予定で現在考えております。

2 点目のハンセン病回復者等の人権に関する研修においても、各学校の実態に応じて研修の実施をお願いしていく予定でございます。

三つ目の人権教育に関する研修会もハンセン病回復者等の人権をはじめとするさまざまな人権問題について、研修を行っていく際に重要課題であるということについても触れながら、ハンセン病回復者等の人権についての研修を行っていくところでございます。以上です。

(内田委員長)

これで終了でございますか。それでは、ただ今の御報告につきまして、御質問とか御意見を頂戴したいと思います。

(太田代理)

よろしいですかね。

(内田委員長)

はい。

(太田代理)

今年はハンセン病フォーラムは開催されないんですかね。去年は熊本テルサで、その前は恵楓園で行ったんですけども。今年は、ハンセン病フォーラムは、開催予定はないんですか。

(塩木参事)

今年度は熊本地震の影響で開催を見送っているところです。来年度につきましては、計画には入れていませんけれども、検討中でございます。

(太田代理)

分かりました。それから啓発パンフレット。熊本県のこの発行されてる、この啓発パンフレットなんですけれども。実はこの中に、他の県から比べたら見やすく、分かりやすいんですけども。当園の社会交流会館、いわゆる歴史資料館についての記述、案内記述が全くないので、毎年同じような、表紙をちょっと変えたりもされてるんですけども。恵楓園の歴史資料館についての案内記事というのもぜひ掲載していただきたいと思います。

(塩木参事)

はい。今年度分はまだ今から作成いたしますので、その辺は盛り込ませていただきたいと思います。

(太田代理)

はい。ぜひその点よろしくをお願いします。

それから、これは6月だったと思うんですけども、県側をお願いしていたハンセン病教

育の実態調査のアンケートの結果報告については、まだ報告受けてないんですけども。どうなってるんでしょうかね。

(徳永課長)

今、こちらの方で検討させていただいてるんですけど。

(太田代理)

いつごろ回答になるんですかね。

(徳永課長)

今、ここでは、はっきり申し上げることはできません。

(太田代理)

それから、7月、8月は夏休みになりますと、だいたい県内の学校の先生方の、いわゆる人権教育の現地研修ということで、かなりやっていただいて、研修会のまとめなんかもずっと読ませていただいておりますと、初めて恵楓園を訪問したというのが非常に多いし、それから、2度3度来ても、来る度に新しい発見があるだとか、それと人権意識、そして子どもたちにどういうふうに伝えたらいいかということですよ、そういった問題。かなり反響が非常に大きいという感じがいたしました。

先生方でちゃんと立派な研修感想文というのを寄せていただくんですね。自分たちの話はどういうふうに受け止められてるのかなということもあって、何回も読ませていただくんですけども。その中で熊本県の人権啓発事業というのは、他県から比べて非常に積極的に素晴らしいものがあるなんていうことも書いてありましたし、とにかく現地を訪問して、当事者の話を聞くというのが、一番自分たちとしても身に付くといいますか、子どもたちに伝える、あるいは子どもたちにどういうことを人権学習のために、一つの大きなサンプルになってるということで、だからこの恵楓園の現地研修というのは、学校教育における人権教育の中でも、かなり大きな地位を占めてるんだなという感じがいたしております。

ただ、夏休みの受け入れもいろんな行事があるものですから、だいたい半分ぐらい断ってるんですけども。できれば、夏休み集中されるんで、十分対応できないのがちょっと悔しいんですけども。だいたい7月、8月が多いんですけども。そういったことで、これは年間通してできないものかなと思ってますけども、学校の先生方、いろいろ、春休み、夏休みぐらいしかないんですが。そういうことで、年間通して来ていただければなという感じはするわけですけども。

まあ、でもかなり、例えば最近では遠い所では、錦町だとか、あるいは、あさぎり町とか、かなり遠方から。あさぎり町免田小学校だとか、かなり遠い所からも最近来られるようになりまして、そういう意味では、かなり学校教育、教育の先生方にハンセン病問題を通じて人権を考えるとということについて、恵楓園の位置付けというか、これからの役割というのは、またわれわれ自身も再認識したところです。

今度は、地元の合志中学校が、今度学校の文化祭に取り組むということですし、それから、鹿本、菊鹿中学ですかね。菊鹿中学校では、今度の日曜日ですかね、8日の日に学年

劇というのがあるんですね。まあこれはびっくりしましたけど、このシナリオ「光放つ人々」ということで、これはもう15年続いているんですよ。で、ハンセン病裁判のことやら、それと宿泊拒否事件が題材になってるんですけども。これ誰が小泉首相の役をするんだろうか、誰が潮谷知事の役をするんだろうかって、誰が私の役をするんだろうって、興味深いんですけども。実名でぼんぼん入ってくるんでね。おおよってというような感じなんですけども。まあ、僕も8日行くんで楽しみにしてるんですけど。

こうやって学校の中で15年も続けて、こうやって菊鹿中学校がやってるっていうことについて、かなり評価が高いと思うんで、そういうことについて、県の方もこういう学校の文化祭の中で、学園祭ですかね、文化祭ですかね。中でやっている。3年生51名ですかね。51名がそれぞれやってるんですけども。今度楽しみにしてますけどね。こういうのが15年も続いているっていうこと自体が、大変われわれも評価します。こういうことがずっと広がればいいかなと思ってますね。なかなか裁判問題、黒川宿泊拒否事件など、かなり詳しくシナリオに書いてありまして、こりゃドキュメンタリーなんかいいという感じがするわけですけど。ちょっと、今度楽しみにしてますけど。

(内田委員長)

他に御質問とか御意見ございますか。いいですか。

(遠藤委員)

今の太田さんが言われたことがすごく参考になったお話なんですけど、こういう活動をされていて、先進的事例とか、そういうのをまとめているいろんな学校に配るとか、結局、ただやったらやって終わってしまうんじゃなくて、特に優れた学校はどういう取組をしてるかということ、他の学校の先生方とかにできるだけお見せするようにして、次にどういうことをしたらいいか、どういう工夫してるだろうかという、そういう参考事例をたくさん出していくことが深みになると思います。

あともう1点は、こういう毎年毎年の行事について、たぶんおやりになってると思うんですけど、PDCA サイクルっていうのを回されて、やはり今年はどういうことをやって、どこが目的どおりだ、何がいけないんだろうか、次はどういうことをしたらどうだろうかとかっていう、そういうサイクルを回していかないと、結局、同じことがただ繰り返されてしまうので、PDCA サイクルをきちっと回していくと、毎年毎年よりいいものに進化するんじゃないかと思うんですよ。そういうこともお考えいただけたらいいかなと思います。

(内田委員長)

よろしいですか。今の遠藤委員の御質問とほぼ同じ趣旨なんですけど、文科省の方では、釈迦に説法ですけど、人権教育について、従来知識重点型で、実際の行動改善に結び付いていけないっていうような形で有識者で見直しをされて、各自治体の方に見直しをやってくださいとあって、今フォローアップしてますよね。そのフォローアップと、この今御報告いただいた啓発との関係はいかがでしょうか。そのフォローアップみたいなのは、ここ

の中に入ってるのかどうかですね。行動改善とかっていうようなことに評価みたいなのを  
入れて、これを検討してらっしゃるのか。数字だけ出てきて、どこで何をしたかという数  
字だけ出てきてるんですけど。その効果みたいな話は、これには直接出てきてないんです  
けど、文科省は効果測定しろというふうに各自治体の教育委員会に対して指導しているは  
ずだと思うんですが、そこはどうなんですか。

(益崎指導主事)

具体的な効果測定というところまでは、実際ちょっとできてないというところが現時点  
ですけども、ここにも記入しておりますように、先ほど、2点、ここに来た先生あたりが  
必ずその学校で学んだことを伝えていただくという、いわゆる伝達研修というのを願  
いしておりますので、そういった形でいろんな先生方がハンセン病回復者等の人権につ  
いて、直接は学ばなくても、学ぶ機会というのは、しっかりもう一度考えなおす機会とい  
う場面はそれぞれの学校で取っていただくようにしています。

(内田委員長)

前も御紹介したと思うんですけど、私厚労省の第三者委員会の方で、もう一度退所者の  
方とか、入所者の方に対するヒアリングというのは、去年実施して、中さんもヒアリング  
させていただいたんですけども。多くの方がこのままの状態であれば、差別があまり変わ  
っていないというので、もう一度療養所に戻らざるを得ないというふうなことを聞き取り  
されたほとんどの方がおっしゃっている。要するに、判決以前と以後と今と変わっていな  
いんじゃないかというような感覚を皆さんおっしゃっていらっしゃる。中さんが言ったよ  
うに改善されたという御意見を言っていたんですけども。という状況の中で言えば、  
その差別についても、今後のことを考えて、どこにどういう問題があって、なかなかされ  
ていかないのかという、きちんと焦点を絞ってやっていかないと、現状なかなか改善でき  
ないというふうに思うんですけど、その点いかがでしょうか。

(益崎指導主事)

先ほど、藤井様の方からも少し部落差別の部分に関してもお話をされたと思うんですけ  
れども。ハンセン病回復者等の人権に関して、部落差別の問題にしても、熊本県は水俣  
病における大きな事例もありますけれども。根本的な部分、いわゆる構造的な問題や考え  
方、あるいは内田先生もおっしゃいましたけど、行動化の問題というのは、全ての人権課  
題においては共通してると思うんですよね。その点についてわれわれ教職員がきちんと認  
識を持って取り組めば、先ほど太田様からもありましたけれども、ハンセン病から入っ  
ても、同和問題から入っても、水俣病問題から入っても、そこに関してはぶれずにきちんと  
取り組んでいくというような、教職員の姿勢というのは常々、うちの課としてはお願いを  
しているところがございますので、一応、そういうことで考えております。

(太田代理)

今内田先生がおっしゃったように、評価するってとても大事だと思うんですよね。です  
から、本当に実態、そのためのハンセン病教育の実態調査アンケート調査をしてってくれ

いうことをしたわけですが。ハンセン病市民学会で人権賞というのがあるわけですが、ぜひ来年はこの菊鹿中学校を僕は推薦したいと思ってます。そして、こういう熊本の中でもこういった人権劇を15年も続けてやっておるんだということを、もうちょっと私たちも支援していきたいと思っております。

そういう、行動に対する評価というものをちゃんとしてやるということも、子どもの教育にとっては大事なことだと思います。

(内田委員長)

どうもありがとうございました。他にございますか。

(小野委員)

一つだけ、今のかもしれませんが、内田先生のお考えを聞いたほうがいいのかもしれません。来年の3月、29年度最後中間とりまとめと書いてあります。あれは何かイメージはどういう、なんか冊子でもお作りになる？

(内田委員長)

えっと、次のその他のところで御議論していただこうと思っています。

### (3) その他

(内田委員長)

じゃあ、その他の方に入らせていただいてよろしゅうございますでしょうか。じゃあ、その他の方に入らせていただきます。

今回は、熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会の中間報告書について、委員の皆様の御意見をいただければというふうに思っております。

まず事務局の方から御説明いただけますでしょうか。

(濱口主幹 健康づくり推進課特定疾病班)

はい。事務局から御説明いたします。この熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会につきましては、平成27年3月に第1回委員会を開催いたしまして、おおむね5年間を目途にして、意見の取りまとめを行うこととしております。今年度はその折り返し地点でございます。その折り返しの時点において、これまでの委員会における各界からの御報告や意見交換の内容等につきましてとりまとめを中間報告書という形で作成を行うか否かについて、まず委員の皆様から御意見をいただきたいと思っております。

(内田委員長)

ありがとうございました。それでは、中間報告書を作成するかどうかについて、先生方の方から御意見を頂戴できればありがたいと思っております。

(小野委員)

ぜひ作成しておいた方が私はいいなと思っております。

(内田委員長)

いかがですか。

(箕田委員)

今後どういうふうにしていくかという、先ほどから、効果判定とか、実効性のある形にしていくという提案もありましたけど、まあそういう方向性も打ち出して、具体的にそういう方向でやっていくような形でまとめたらいんじゃないかなと思ったので。

(内田委員長)

いかがですか。

(中委員)

第1回、この推進委員会で私申し上げましたけども、入所者も、私たち療養所を出て社会で暮らしている退所者も、園内では85歳、退所者は全国的にも75歳という平均年齢を抱えている。まあ先が短いのはもう目に見えております。そういう関係で、県の方は5年を目途に、このハンセン病問題の啓発のあり方をまとめたいとおっしゃったので、私はもう年齢的にそんなに悠長な考えでは、もう私たち当事者が持たないんじゃないか、できるだけ私たちが元気なうちにね、できるだけ早くまとめていただきたいということを申し上げたと思います。そのことは県の方々も、私たち当事者の事情については御存知だと思いますので、できるだけ早くまとめていただきたいと思います。

それと県の取組の評価ということがちょっと出てますけども、私は今年の2月10日に厚生労働省で、全国担当者会議というところに初めて呼ばれて、たった25分でしたけどもお話をしてきました。けども、他の都道府県のハンセン病問題に対する取組をみんな厚生労働省がまとめておりました。その資料を私も持ってますけども、県の取組は、私は今年の6月にも厚労省との協議の中で、熊本県の取組を全国的に広げてほしいということを厚労省に申し上げてきました。

そういうような特にいいのは、私たちの考えているのは、ハンセン病問題の最終解決という大きな問題を掲げて、全てに取り組んでいるわけですし、その中で私たちが社会内生活で、ハンセン病の後遺症を隠したり、ごまかしたりせずに、あからさまにしながら、ありのままに生きていける社会というのを目指しているわけですね。まあそのことには、偏見差別はもちろん当然なくなるということです。私が今社会内で暮らしているみたいに、ありのままの姿で全ての人が生きていける社会になってほしいということで、私も講演活動をしているんですけども。

おかげさまで、県の取組で特に今年から医療関係者と社会福祉士および介護専門職の方々に、園長はじめ、副園長と私当事者として、社会で暮らしているの現状と課題をお話して理解を深めていただく。このことが全国的に求められるんです。ですから、他園に住んでいる、他の県に住んでいる退所者は、やけどをしても、足の裏に傷を作っても、一般の医療機関にかかれぬ。まあ、かかれぬというより当事者が進んで病院に行けない状況。これはハンセン病に対する偏見差別の過去のトラウマ(心的外傷)が、体に染みてるもんだから、そういう気がないということです。

私の体験としては、今年6月に大きなやけどを足にしましたけども、こちら恵楓園に来

で治療した方が一番楽なんですけども、医療機関に、皮膚科の専門、開業医のところに行って、ハンセン病の後遺症で痛くもなんともないという話をしたら、看護師たちもみんな集まってきて、それはそれはひどいやけどでした、膝ですね。お医者さんも「そうやなあ、ハンセン病は痛くないんだもんな」って言われて。そして、3カ月かかりましたけど、治してもらった。そのついでに、足の裏にできた傷が治りにくいことも話をして、だから熊本県では、どこの病院に行っても私は後遺症のことを話して、ハンセン病の話をして診てもらっています。

ですから、当事者も勇気をもって、ありのままに医療機関に話をしていけば、大丈夫なんです。ところがそれを全ての当事者たちに求めても、またこれも無理なんです。ですから、そういったことで県の取組は、医療機関と介護福祉関係にも研修をしてもらうようになりましたので、このことを続けてほしいです。

(塩木参事)

今年、パレアで啓発の展示をしたときにアンケートを初めて取ったんですけど、その中に介護関係の事務所に勤めている方で、こういうことを知らなかったと、ハンセン病について。ぜひこれを持ち帰って、従業員の方に教えたいというふうな声もありましたので、医療福祉関係者の方には、これから啓発を強めていきたいと思っております。

(内田委員長)

自治会の方はいかがですか。中間報告書の作成は。

(太田代理)

ああ、もうぜひ、熊本県が、熊本のハンセン病啓発のしっかり住民の看板になってほしいんで、このまとめを作って、中間まとめをしていただいて、それをまた新たな意見を発表する、交換ともにですね。期待してます、ぜひ。

(内田委員長)

はい。ありがとうございます。じゃあ委員の皆様全員作成ということでございますので、委員会としてそういうふうに決定させていただこうと思います。

(濱口主幹)

では、次回委員会までに報告書案を作成し、また御議論いただきたいと思っております。

(内田委員長)

ただ今、事務局の方から中間報告書につきましては、事務局の方でまず原案的なものを適案的なものをお作りいただいて、それを委員会の方で検討させていただくというような、そういう御提案でございましたがいかがでしょうか。

(全委員)

賛成です。

(内田委員長)

じゃあ、事務局よろしくお願ひ申し上げます。

もう時間もだいぶ押し迫っておりますが、それ以外に委員の方々から、その他御発言が

あれば頂戴したいと思います。

(遠藤委員)

いいですか。この中間報告書を作成するというので、皆さんまとめましたけど。無らい県運動の検証を熊本県がされて、そのあとこういう形で、推進委員会というのを作ったのは画期的なことだと思うんですね。他の県では、検証はしましたけど、検証ペーパーで終わってしまって、その後のフォローアップっていうのは、実際にはしていないと思うんですね。ですから、この委員会っていうのは、そういう意味ではとっても画期的なことで、この委員会があるっていうことが、さっき内田先生もおっしゃいましたように、熊本県で実際ハンセン病の偏見差別が少しでもなくなるような、具体的な成果を出せるような委員会にしなければ、せっかく推進委員会を作った意味がないと思いますので。先ほどのPDCA サイクルの議論というの、皆さんにお願いするだけじゃなくて、県でやっている検証も含めて、われわれも一緒にそうした検証を、一緒になって行いよりいいものができるように、力を尽くしたいと思います。

(内田委員長)

ありがとうございます。あと、私の方から1点御質問させていただければと思うんですが、啓発の範囲を超えるかもしれませんが、今一部の人たちの間に、療養所を自治体に移行するっていうようなプランが出ていまして、自治体とか、入所者の方から戸惑い感が出ているところなんですけれども。そういう動きについて、県としては何か情報をお持ちで、何かそれについて御議論みたいなのがあれば、御紹介いただければありがたいと思うんですけど。特にそういう情報をお持ちではありませんか。

(岡崎課長)

特に具体的な話は全く聞いておりません。

(太田代理)

まあ、全療協の中でもまだ検討中です。

(内田委員長)

まあ熊本が一番先進的に取り組んでいらっしゃるんで、この問題については、熊本のお考えというのは非常に大きいかなというふうに思います。

じゃあ、他に御発言ございますでしょうか。

じゃあ、ないようですので、事務局の方にお返しさせていただきます。

(小夏課長補佐)

それでは、内田委員長、議事進行ありがとうございました。

また、今日は宗教界から藤井慶峰様、大変ありがとうございました。藤井様からの御報告、また委員の皆様様の御意見を受けまして、今後の県の取組の参考とさせていただきたいと思っております。

次回は一応来年3月の開催予定ということで、先ほどとりまとめのお話もございましたので、また皆様方の方にいろいろお世話になりますが、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、本日の第6回ハンセン病問題啓発推進委員会を終了いたします。  
大変ありがとうございました。  
(ありがとうございました。)